添田町部落差別の解消の推進に関する条例を制定しました

～人権が尊重され、安心して心豊かに暮らせるまち　添田町～

私たちのまわりには、さまざまな人権問題・課題があります。

その中のひとつが部落差別（同和問題）です。部落差別（同和問題）は過去のことだと思っていませんか？

解決に向けた取り組みが絶えず続けられ、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、国が『部落差別が今も存在すること』を認め、部落差別は許されないとの認識をもって部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

また、平成31年3月にはこれを受け、福岡県においても「部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

添田町においても、部落差別は決して許されないものであり、国や県と連携を図り、その解消を推進することが町の責務であるとの姿勢を明らかにし、その取り組みを定めた「添田町部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

ポイント

① 目的は、部落差別のない添田町を実現することです。
② 町は、部落差別を解消するための施策を推進します。
③ 町民は、互いに人権を尊重し、町の施策に協力し、部落差別の解消に努めます。

部落差別（同和問題）の解決方法として、そっとしておく方がよいという意見もありますが、知らないということは、知らないうちに差別をしてしまうおそれがあります。また、知っていても正しく理解できていなければ差別をしてしまう可能性もあります。

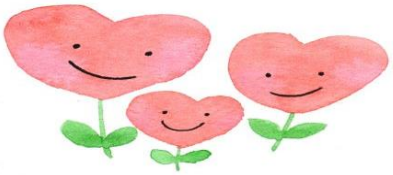

自分が差別されていないから、自分には関係ないと感じていませんか？すべての人が人間らしく幸せに生きる社会のためには、誰もが差別されない社会が必要です。

町では、みなさんが正しい知識を得るために様々な機会を設け、人権教育・啓発に努めていきます。まずは、人権講演会等に参加し、学びを積み重ねていきましょう。

添田町部落差別の解消の推進に関する条例

（目的）
第１条　この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別の状況が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第（109号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない町を実現することを目的とする。

（町の責務）
第２条　町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進するものとする。

（町民の責務）
第３条　町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

（相談体制の充実）
第４条　町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

（教育及び啓発の充実）
第５条　町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実に努めるものとする。

（推進体制の充実）
第６条　町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

（調査の実施）
第７条　町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。